

世界文化遺産部会の設置について

令和 6 年 4 月 1 6 日
文化審議会 決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 1 2 年 6 月 7 日政令第 2 8 1 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 2 3 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に世界文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）世界遺産条約第 1 1 条 1 に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- （3）世界遺産条約第 1 1 条 2 に基づき、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- （4）その他、世界遺産条約の実施に関し必要な事項（文化庁の所掌に係るものに限る。）

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、世界文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第 8 期文化審議会世界文化遺産部会委員

(令和 6 年 4 月 1 6 日付)

(正委員)

菱田 哲郎 京都府立大学文学部教授

松田 陽 東京大学准教授

(臨時委員)

大窪 健之 立命館大学理工学部環境都市工学科教授

小沢 朝江 東海大学建築都市学部建築学科教授

窪田 亜矢 東北大学教授

中嶋 節子 京都大学大学院人間・環境学研究科教授

根岸 洋 東京大学大学院人文社会系研究科准教授

二神 葉子 東京文化財研究所文化財情報研究室長

三宅 正浩 京都大学大学院文学研究科准教授

本中 眞 奈良文化財研究所長

山村 亜希 京都大学大学院地球環境学堂教授

文化審議会世界文化遺産部会運営規則（案）

（令和 6 年 4 月 日 文化審議会世界文化遺産部会決定）

文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 5 項の規定に基づき、文化審議会世界文化遺産部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第 1 条 文化審議会世界文化遺産部会（以下「部会」という。）の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成 12 年政令第 281 号）及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第 2 条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。

（守秘義務及び利益相反）

第 3 条 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、それぞれ調査審議の過程において取得した一切の情報を、口頭及びその他の手段を用いて漏らしてはならない。ただし、当該案件の議決後に公表された情報についてはこの限りではない。

2 委員、臨時委員及び専門委員は、世界遺産条約第 11 条 1 に基づき世界遺産暫定一覧表に記載すべき物件の候補、世界遺産条約第 11 条 2 に基づき世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件の候補を選定する際、当該候補について自己が利害関係を有する案件については、議決権を行使することができない。

（雑則）

第 4 条 文化審議会運営規則第 2 条第 2 項の規定は、部会にこれを準用する。

第 5 条 部会は、その調査審議事項に関し、必要があると認めるときは、当該事項に関係がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第 6 条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和 6 年 4 月 日）から施行する。

文化審議会世界文化遺産部会の会議の公開について（案）

（令和6年4月 日 文化審議会世界文化遺産部会決定）

文化審議会世界文化遺産部会（以下「部会」という。）の会議の公開については、文化審議会世界文化遺産部会運営規則（令和6年4月 日文化審議会世界文化遺産部会決定）第2条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 部会の会議は、公開とする。ただし、次の（1）から（4）までの案件を審議する場合を除く。

- （1）部会長の選任その他人事に係る案件
- （2）世界文化遺産部会の設置について（令和6年4月16日文化審議会決定）
2. 調査審議事項（以下「部会の調査審議事項」という。）（2）により、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件の候補の選定の調査審議に係る案件
- （3）部会の調査審議事項（3）により、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件の候補の選定の調査審議に係る案件
- （4）上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件

2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化資源活用課（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 3. の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、部会長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。
5. 登録傍聴人は、4. に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、部会長は退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

（議事録の公開）

6. 議事録は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、1. ただし書の（4）に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

（会議資料の公開）

7. 会議資料は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の会議資料は非公開とする。

世界遺産一覧表記載資産の保全状況の概要について
(この一年間に保全状況に関連して大きな動きのあったもののみ)

令和6年4月23日
文化庁

【姫路城】

- ・ 「特別史跡姫路城跡整備基本計画」と「姫路城重要文化財建造物等保存活用計画」を一本化した「姫路城保存活用計画」の策定作業を継続中。

【古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）】

- ・ 賀茂御祖神社にある直会殿を増築・改修するかたちで、参拝者の祈禱をおこなう「礼殿」の整備を実施中。
- ・ 教王護国寺において、発掘調査成果に基づき実施している東堀跡の整備が完成予定。
- ・ 鹿苑寺において、茶室夕佳亭の屋根葺き替え工事を実施中（令和6年度中に完了予定）
- ・ 令和元年度より実施していた二条城本丸御殿の保存修理工事が令和6年3月に完了。
- ・ 賀茂別雷神社の保存活用計画を令和6～7年度に策定予定。
- ・ 慈照寺の保存活用計画が令和6年度に策定予定。
- ・ 京都市内の一部の高さ規制を見直した都市計画が令和5年4月に決定された。
- ・ 京都市において、一定規模以上の建造物の計画に関して、歴史的景観アドバイザーとの協議に加え、京都市美観風致審議会との協議を行うことを定めた要綱を制定し、令和5年7月より施行した。
- ・ 令和5年3月に出された仁和寺門前ホテル計画における用途許可に関して、京都市建築審査会に対して審査請求が6月に出され、現在審議中となっている。

【白川郷・五箇山の合掌造り集落】

- ・ 令和6年1月に発生した「能登半島地震」では、相倉・菅沼集落において軸部のねじれ、小屋裏の縄の断裂などの被害が確認された。現在、国・県・市が連携し、復旧に向けた準備を進めている。
- ・ 現状の「白川村世界遺産マスタープラン」及び「南砺市世界遺産マスタープラン」を維持しつつ、3集落を包括した上位計画として「白川郷・五箇山の合掌造り集落包括的保存管理計画」を令和7年度に策定予定。

【古都奈良の文化財】

- ・ 東大寺、興福寺、唐招提寺、平城宮跡において整備事業実施中。
- ・ 春日大社において、シカの保護・育成施設である鹿苑を整備中。
- ・ 東大寺境内、唐招提寺境内の防災施設工事を実施中。
- ・ 東大寺二月堂、興福寺五重塔の建造物保存修理事業を実施中（それぞれ令和7年3月、令和13年3月に竣工予定）。
- ・ 緩衝地帯（春日大社、平城宮跡等）において道路整備計画あり。
- ・ 近鉄奈良線の平城宮跡からの移設については事業を停止の上、見直し作業が行われている。

【琉球王国のグスク及び関連遺産群】

- ・ 令和元年10月に被災した首里城につき、正殿等の復元整備事業を実施中（正殿については復元工事中、北殿・南殿等については令和8年度の着工を目指して基本設計等を実施）。
- ・ 中城城跡の保存活用計画を令和6年3月に策定。

【日光の社寺】

- ・ 「史跡日光山内保存活用計画」を令和7年に策定予定。
- ・ 東照宮東西透塀ほか6棟、二荒山神社神輿舎及び中宮祠拝殿、輪王寺慈眼堂拝殿ほか4棟につき修理工事実施中。

【紀伊山地の霊場と参詣道】

- ・ 獣害（猪）による石段の毀損が発生している伊勢路の大吹峠道に関して、復旧の整備事業を計画中。
- ・ 大雨の影響により一部が崩落した史跡大峯奥駈道玉置神社境内石垣について、土嚢やブルーシートにより応急措置を実施。
- ・ 令和5年6月の豪雨により、高野参詣道では路肩崩落や土砂の流入及び木橋の流失が発生したが、令和6年3月に復旧完了。
- ・ 金峯山寺仁王門、玉置神社社務所及び台所、同神輿殿の修理工事を実施中。

【石見銀山遺跡とその文化的景観】

- ・ 令和2年の集中豪雨で部分的に崩壊した石見銀山街道温泉津沖泊道について復旧工事を実施済。

【平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群】

- ・ 令和5年8月の豪雨の影響で斜面の崩落等が発生した中尊寺及び無量光院跡について、現在、復旧を進めている。
- ・ 中尊寺大池伽藍跡及び無量光院跡の発掘調査・修復の計画書に関する追加報告書を令和5年5月にユネスコへ提出したところ、それに対してイコモスよりテクニカルレビューを受領したため、現在、今後の対応を検討中。

【富士山-信仰の対象と芸術の源泉】

- ・ 富士スバルライン四合目の洞門等設置事業について、令和5年度に遺産影響評価を実施。
- ・ 富士山富士宮口5合目において整備が予定されている来訪者施設について、基本計画の見直しを行うとともに、改めて遺産影響評価を実施予定。
- ・ 平成24年に策定した「世界文化遺産富士山包括的保存管理計画」を令和6年度に見直す予定。
- ・ 平成23年に策定した「名勝三保松原保存管理計画」を令和6年度に見直す予定。

【富岡製糸場と絹産業遺産群】

- ・ 荒船風穴において、1号、2号風穴南側斜面上に位置する不安定岩塊が地震等で滑動する危険があるため、落石対策工事を実施。
- ・ 令和6年度に遺産影響評価マニュアルを完成予定。
- ・ 昭和14年に建設された富岡製糸場の煙突の補強工法の詳細について、富岡製糸場保存活用委員会等で検討中。
- ・ 高山社跡の母屋兼蚕室につき修復工事を実施中。
- ・ 富岡製糸場について、その活用方策等を探る「新たなレガシー形成事業」を（実現可能性調査、観光庁事業）を実施中。

【明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業】

- ・ 令和5年3月に災害復旧工事で積み直した炭窯遺構の石積の一部が再び崩落したため、令和6年度以降に再復旧に向けた検討を予定している。
- ・ 令和3年3月にユネスコへ報告を行った「三池炭鉱・三池港及びその緩衝地帯における都市計画道路の線形変更に係る遺産影響評価」についての補足資料を令和5年度に作成した。令和6年度にユネスコへ提出予定。
- ・ 第45回世界遺産委員会において保全状況審査が行われ、令和6年12月1日までに関係する締約国との継続的な対話及び本資産の説明戦略を強化するための更なる措置に関する最新の情報を提出するよう要請された。
- ・ 世界遺産委員会決議を踏まえ、構成資産「旧集成館」において高度地区を指定し、構成資産・緩衝地帯における法的保護措置の強化を図った。

【国立西洋美術館】

- ・ 令和6年11月13日～11月14日に日本で国際常設会議を開催予定。
- ・ 緩衝地帯等における遺産影響評価について、マニュアル策定を検討中。

【長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産】

- ・ 2つの文化的景観保存計画を統合・改訂する「天草市崎津・今富の文化的景観保存計画」を策定中（令和9年度改訂予定）。
- ・ 原城跡の隣接地における「世界遺産センター」整備事業について、HIAを

実施。

【百舌鳥・古市古墳群】

- ・ 古市エリア緩衝地帯内に位置する羽曳野市庁舎の建替整備事業のため、「羽曳野市本庁舎建替整備基本計画」を令和6年3月策定。
- ・ 史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）策定中（令和7年3月策定予定）。
- ・ 史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）策定中（令和7年3月策定予定）。
- ・ 史跡百舌鳥古墳群保存活用計画を令和5年3月策定。
- ・ 史跡古市古墳群保存活用計画を令和5年3月策定。
- ・ 峯ヶ塚古墳について、令和5年3月に史跡の追加指定が行われた。

【北海道・北東北の縄文遺跡群】

- ・ 大平山元遺跡の緩衝地帯において、HIA を実施した上でガイダンス施設を整備した。
- ・ 三内丸山遺跡の緩衝地帯内において、HIA を実施した上で令和4年8月の大雨により崩落した法面の整備工事を実施中。
- ・ HIA を実施した上で入江貝塚の資産内にある竪穴建物復元施設を改修した。
- ・ 小牧野遺跡の緩衝地帯の外側で計画されていた風力発電事業計画が中止となった。
- ・ 大湯環状列石の緩衝地帯の外側において、2件の風力発電事業計画が予定されてるため、令和6年度にフォトモンタージュを作成し、遺産影響評価を行う予定。
- ・ 亀ヶ岡石器時代遺跡の緩衝地帯において、HIA を実施した上で暫定歩道整備工事が行われている。
- ・ 亀ヶ岡石器時代遺跡の緩衝地帯の外側において、再エネ海域利用法に基づき、青森県日本海沖（南側）洋上風力発電事業の公募が開始された。事業者選定後に遺産影響評価を行う予定。
- ・ 「特別史跡大湯環状列石保存活用計画」を令和6年3月に策定。

文化審議会世界文化遺産部会 ワーキンググループの設置について（案）

令和 6 年 4 月 日
世界文化遺産部会決定

1. 設置の趣旨

「我が国における世界文化遺産の今後の在り方（第一次答申）」（令和 3 年 3 月、文化審議会）を踏まえ、今後の我が国の世界文化遺産の候補として、暫定一覧表に記載することが適当と考えられる資産の具体的な検討を行うため、世界文化遺産部会の下にワーキンググループを設置する。

2. 調査審議事項

- （1）世界遺産条約第 11 条 1 に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件（文化庁の所掌に係るものに限る）の候補に関する事項。
- （2）その他上記（1）に関連すること。

3. 構成

- （1）ワーキンググループに座長を置き、世界文化遺産部会の委員のうちから世界文化遺産部会長が指名する。
- （2）座長は、その他のワーキンググループ委員として必要な若干名を指名する。その場合、必ずしも世界文化遺産部会の委員に限定するものではない。
- （3）ワーキンググループ委員に指名された者のうち、世界文化遺産部会の委員でない者については、文化庁から協力を依頼する。

4. 議事の公開について

文化審議会世界文化遺産部会の例によるものとする。